

家庭用エアコン購入補助金を取り扱う

販売店・設置事業者の皆さまへ

小城市では、省エネルギー性能を有する家庭用エアコンの購入・設置に対する補助制度を実施します。

補助金の申請には、購入する製品や補助対象経費の内訳を確認できる書類が必要です。申請者から見積書、契約書、領収書などの発行を求められた場合は、以下の事項にご協力をお願いします。

1 見積書・領収書などへの記載をお願いします

見積書、契約書、領収書などには、次の事項を記載してください。

購入者及び店舗に関する事項

- ・ 購入者の氏名
- ・ 見積日、契約日、購入日または領収日
- ・ 店舗名または事業者名
- ・ 店舗所在地
- ・ 店舗の電話番号

製品に関する事項

- ・ メーカー名
- ・ 製品名
- ・ 型式・型番
- ・ 台数
- ・ エアコン本体の金額

費用の内訳

次の費用を項目ごとに分け、それぞれの金額が確認できるようにしてください。

- ・ エアコン本体購入費
- ・ 設置工事費

- ・ 配送費
- ・ 既存エアコンの取外し・撤去工事費
- ・ 家電リサイクル料金
- ・ 収集運搬料金
- ・ 保証料・延長保証料
- ・ その他の費用
- ・ 消費税及び地方消費税

補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いて算定します。このため、税抜額、消費税額及び税込合計額が確認できるように記載してください。

また、家電リサイクル料金は、課税対象となる他の費用と区分して記載してください。

「工事費一式」「諸経費一式」などの記載だけでは、補助対象経費を確認できない場合があります。

2 補助対象経費及び補助対象外経費

補助金の対象となる経費と対象外となる経費は、次のとおりです。

補助対象経費

経費の区分	内容・注意事項
エアコン本体購入費	新品の家庭用エアコン本体の購入費
設置工事費	補助対象エアコンの設置に直接必要な工事費
配送費	補助対象エアコンを設置場所へ配送するための費用
既存エアコンの撤去工事費	買替えに伴う既存エアコンの取外し・撤去費（収集運搬費込）
家電リサイクル料金	買替えに伴い既存エアコンを処分する場合の家電リサイクル料金
その他市長が対象と認める経費	補助対象エアコンの購入及び設置に直接必要であると市長が認める経費

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額です。

※値引き、クーポン、使用ポイント、下取り額などがある場合は、それらを控除した後の金額を補助対象経費とします。

補助対象外経費

経費の区分	内容・注意事項
消費税及び地方消費税	補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
保証料・延長保証料	メーカー保証または販売店保証の延長に要する費用
保険料	エアコンや工事に関する保険料
会員登録料	販売店などの会員登録に要する費用
振込手数料	商品代金などの支払いに伴う振込手数料
申請に要する郵送料	申請書、実績報告書などの郵送に要する費用
中古品等の購入費	中古品、リース品及びレンタル品に係る費用
業務用エアコンの購入・設置費	住宅に設置する場合であっても対象外
事業用の場所への設置費	専ら店舗、事務所、倉庫などの事業用に供する場所への設置費
その他直接必要でない経費	補助対象エアコンの購入及び設置に直接必要でない経費

※既存エアコンの収集運搬料金は、「既存エアコンの撤去工事費」に含めて記載していただいて構いません。
ただし、家電リサイクル料金は、既存エアコンの撤去工事費と区分して記載してください。

3 買替えの場合は費用を分けて記載してください

買替えの場合は、申請者が事業計画書に費用の内訳を記入する必要があります。

このため、見積書、契約書、領収書などには、少なくとも次の費用を分かるように記載してください。

- 既存エアコンの取外し・撤去費
- 家電リサイクル料金

見積書などの記載例

項目	税抜金額	消費税	税込金額
エアコン本体	100,000 円	10,000 円	110,000 円
設置工事費	20,000 円	2,000 円	22,000 円

配送費	3,000 円	300 円	3,300 円
既存エアコン取外し・撤去費	5,000 円	500 円	5,500 円
家電リサイクル料金	-	-	〇〇円
延長保証料	5,000 円	500 円	5,500 円

※上記の金額は記載例です。

※既存エアコンの収集運搬費は、撤去工事費に含めて記載してください。

※家電リサイクル料金は、他の費用と区分して記載してください。

※家電リサイクル料金については、消費税額を区分して記載する必要はありません。

※値引きの消費税の記載方法は、販売店の会計処理に応じて記載してください。

※また、実績報告時に家電リサイクル券の写しが必要となるため、申請者に家電リサイクル券排出者控えをお渡しください。

4 値引き・ポイントなどを明記してください

次の金額がある場合は、それぞれ区分して記載してください。

- ・ 値引き額
- ・ クーポン利用額
- ・ 使用したポイント
- ・ 下取り額
- ・ その他、代金の支払いに充当した額
- ・ 購入によって新たに付与したポイント

値引き、クーポン、使用ポイント、下取り額などは、補助対象経費から控除して補助金額を算定します。

購入によって新たに付与されただけのポイントは控除しません。使用したポイントと新たに付与したポイントを区別して記載してください。

5 省エネルギー性能を確認できる資料をお渡しください

本補助金の対象は、統一省エネラベルなどにより、次の事項を確認できる新品の家庭用エアコンです。

- ・ 製品の型式・型番
- ・ 2027 年度を目標年度とする省エネ基準達成率
- ・ 緑マークまたはオレンジマーク

申請者に、統一省エネラベル、メーカーのカタログ、仕様表など、省エネルギー性能を確認できる資料をお渡しください。

なお、業務用・事業系エアコンは、住宅に設置する場合であっても補助対象外です。

6 市内店舗での購入に対する加算があります

購入した店舗が小城市内にある場合は、補助金の上限額に次の金額を加算します。

購入店舗	加算額
小城市内に本店がある店舗	3 万円
小城市内にある本店以外の店舗	1 万円

購入店舗の所在地や本店・支店の区分を確認するため、追加書類の提出をお願いする場合があります。

7 対象となる購入・設置期間

一次受付の対象となる期間は、次のとおりです。

- ・ 購入期間 ： 令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- ・ 設置及び支払期限： 令和 8 年 12 月 31 日まで

在庫や工事日程を確認し、期限までに設置工事を完了できるようご協力ください。

8 申請後に製品を変更する場合

交付決定後に、在庫切れなどの理由で申請したエアコンの型式を変更する場合は、原則として市の承認が必要です。

製品を変更する場合は、納品・設置前に、申請者から市へ相談するよう案内してください。

9 設置後の写真について

実績報告時に、次の 2 種類の写真が必要です。

- ・ 住宅内にエアコンを設置したことが分かる写真

- ・メーカー名及び型式・型番が分かる写真

型番表示が設置後に撮影しにくくなる場合は、設置工事の際に写真を撮影し、申請者へお渡しいただくようお願いいたします。

10 その他の注意事項

- ・ 対象エアコンは、新品の家庭用エアコンに限ります。
- ・ 中古品、リース品及びレンタル品は対象外です。
- ・ 転売、譲渡、貸付けまたは景品などを目的とした購入は対象外です。
- ・ 国、県または市の他の補助制度により、同一経費について補助を受けることはできません。
- ・ 補助金は、申請及び審査を経て交付されます。見積書などの発行をもって補助金の交付が確約されるものではありません。
- ・ 補助金の対象可否について、販売店・設置事業者が独自に確約せず、不明な場合は市へお問い合わせください。

11 お問い合わせ先

小城市エアコン購入補助金相談窓口

電話：0952-37-6180

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日・休日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

小城市役所 環境課（西館 1 階）

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話：0952-37-6102

ファックス：0952-37-6160

メール：kankyou@ogi.city.lg.jp